

# 身体拘束等適正化のための指針

2023年3月1日

## 1.法人事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活や活動の自由を制限することで、利用者の尊厳と主体性について重大な影響を及ぼすものであります。社会福祉法人よさのうみ福祉会(以下、法人)では、職員一人ひとりが身体拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、利用者の尊厳を守りサービスの提供に努めます。

## 2.身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

### (1)設置目的

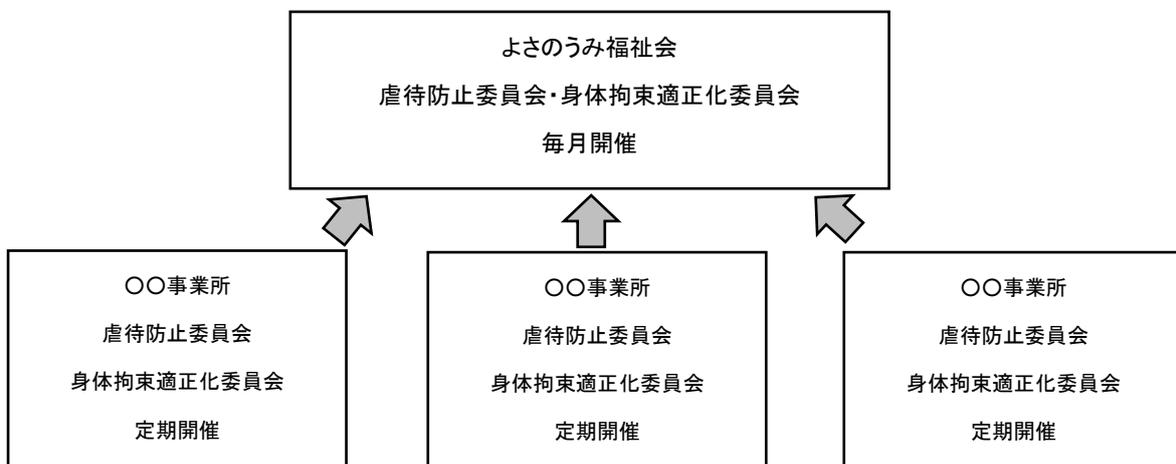
- 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討を行う
- 身体拘束を実施せざるを得ない場合には検討を行う
- 身体拘束を実施した場合の解除を検討する
- 身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う

### (2)構成員

- ① 法人： 法人身体拘束適正化委員長は事業所身体拘束適正化委員長の中から理事長が任命し、第三者委員などを法人身体拘束適正委員に委嘱する。
- ② 事業所： 事業所身体拘束適正化委員長は管理者とする、委員長は事業所内に事業所身体拘束適正化委員会を設置する。

### (3)開催頻度

- 毎月の事業所内会議にて状況の共有を実施
- 身体拘束に該当する利用者については6ヶ月ごとに改善に向けた検討を行う
- 緊急時や必要時には、適宜委員会を開催する



### 3.身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

全職員対象に、基礎的内容や適切な支援について年1回以上の研修実施  
新採用職員へ、初任者研修における研修実施  
その他必要に応じて研修や事例検討、チェックリストなどの実施  
研修記録の保管

### 4.事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 事業所内において適切な手続きに依らない身体拘束等を目撃した場合、具体的な状況、時刻等を確認した上で管理者に報告する
- (2) 報告をうけた管理者は、身体拘束を実施したと思われる支援者に聴き取りを行い実態把握する
- (3) 身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに 利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り関係機関に報告する

### 5.身体拘束発生時の対応に関する基本方針

#### 【身体拘束を行う場合の3要件】

切迫性:生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しくたかいこと  
非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと  
一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

#### <身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ・ 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッド体幹四肢をひも等で縛る
- ・ 転落しないように、ベッド体幹や四肢をひも等で縛る
- ・ 自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)囲む
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢ひもで縛る
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらない ように、手指の機能を制限する ミトン型の手袋等をつける
- ・ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子すテーブルをつける
- ・ 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

(1)やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下(2)の手順に従って実施する

(2)身体拘束を行う場合の手順

- ①事業所内にて緊急やむを得ない場合について、3要件を確認しサービス等利用計画及び個別支援計画にもその旨を記載する
- ②本人・家族への説明を個別に行い、同意を得る
- ③サービス利用時の態様観察・経過記録対象者を観察し経過記録をとる
- ④管理者及び支援者が解除に向けての方策や時期を年2回6か月ごと、あるいは必要時に話し合うとともに議事録を作成し事業所内にて周知する
- ⑤ ①～④の手順を繰り返す

**6.利用者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針**

法人では、指針の閲覧について事業所に掲示するとともに、求めに応じ利用者及び家族等関係機関が閲覧できるようにするとともにホームページに公表することとする

**7.その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針**

法人及び事業所における研修以外にも、広域の研修会の企画や参加、近隣の施設や事業所等とも協調し互いに研鑽を深め、繰り返し学習することで知識を得て身体拘束等の適正化が地域全体で解決していくよう努めます。

以上